

青森市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 概要

妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のため、国においては育児休業等の制度改正が行われ、「地方公務員の育児休業等に関する法律」についても、国の改正内容に準じた改正法が令和4年5月2日に公布され、10月1日施行予定となっていることから、本市においても、同法の改正に伴い条例の改正を行うものである。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律の改正内容

◇育児休業の取得回数制限の緩和

① 育児休業取得回数

現行：原則1回まで ⇒ 改正後：原則2回まで

② ①に加え、子の出生から57日間以内の育児休業の取得回数

現行：原則1回まで ⇒ 改正後：原則2回まで

3 条例改正内容

(1) 非常勤職員の育児休業の取得要件緩和

非常勤職員の育児休業について、子の出生から57日間以内の育児休業の取得要件を緩和する。

○現行：子の1歳6か月到達日までに任用期間が終了することが明らかでないこと

○改正後：子の出生から57日間後から6月を経過するまでに任用期間が終了することが明らかでないこと

(2) 非常勤職員の育児休業の取得の柔軟化

非常勤職員に係る子が1歳以降も育児休業を取得する際に、夫婦交替での取得を可能とするほか、特別な事情がある場合にあつては、期間があいた場合でも再度の育児休業の取得を可能とする。

4 施行日

令和4年10月1日